

新たなレベル分類に応じた感染防止対策について(イメージ)

・下表の内容は例示であり、具体の対策については、実施の際に感染状況等を踏まえて決定する。

レベル1・2の内容については、現在、協力要請しているものを基本としているが、必要に応じて変更する。

※国の基本的対処方針の変更等を踏まえた変更予定箇所は赤字で表示。

レベル3の内容については、政府が11月18日に示した対策の例示であり、地域の実情に応じて、一部実施や独自の追加、前倒しなどが可能とされている。

レベル4の内容については、現時点で政府から具体的に示されていないため、今後の国の方針等に従って検討する。

(政府は、オミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株による感染拡大であれば、新たな行動制限は行わない考え。)

(凡例・・・■：特措法第24条第9項に基づく協力要請、□：協力の呼びかけ)

	区分	感染 小康期 レベル1	感染拡大初期 レベル2	医療負担増大期 レベル3		医療機能 不全期 レベル4
				医療ひっ迫防止対策強化宣言	医療非常事態宣言	
①医療体制の機能維持	医療体制の機能維持・確保		□ 重症化リスクが低い人は、発熱外来を受診する前に、自宅で検査キットによるセルフチェックを行い、陽性の場合は臨時Webキット検査センター又は自宅療養者サポートセンターに登録する。なお、症状が重いと感じる等の場合には、電話相談や受診を検討する。	■ 必要に応じて、病床確保等に関する医療機関への協力要請（感染症法第16条の2等）を行う。 □ 濃厚接触者となった医療従事者が待機期間中であっても抗原定性検査を行い医療に従事できるよう、可能な限り対応する。 □ 医療機関において、効果的・効率的な感染防止対策を講じる。 □ 救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合に限るよう呼びかける。		保健医療の対応が限界を超えた状態であり、災害医療的な対応を検討する。
②感染拡大防止措置	情報発信	県民に対し、県内の感染の状況、医療体制の状況を伝えるとともに、以下の内容について協力要請又は呼びかけを行う。		県民に対し、県内の感染拡大の状況、医療体制の負担の状況を丁寧に伝えるとともに、レベル2の内容に加えて以下の内容について協力要請又は呼びかけを行う。	県民に対し、県内の感染拡大の状況、医療体制のひっ迫の状況を伝えるとともに、「医療ひっ迫防止対策強化宣言」の内容に加えて、以下の内容についてより強力な協力要請又は呼びかけを行う。	保健医療の対応が限界を超えた状態であることを周知し、理解を求める。

	区分	感染 小康期 レベル1	感染拡大初期 レベル2	医療負担増大期 レベル3		医療機能 不全期 レベル4
				医療ひっ迫防止対策強化宣言	医療非常事態宣言	
②感染拡大防止措置	基本的感染防止対策	■ ワクチンを接種した方を含め、密集・密閉・密接のうち一つでも「密」を避けることや、基本的な感染防止対策を徹底する。 ①人と人との距離の確保 ②マスク（不織布マスクを推奨。）の適切な着用 ③手洗いなどの手指衛生 ④換気 など ■ 普段の生活においても、感染状況に応じて、人々との接触機会を低減することを心掛けて行動する。 ■ 家庭内においても室内を定期的に換気するとともにこまめに手洗いを行うこと、子どもの感染防止対策を徹底すること、帰省等で高齢者や基礎疾患のある者と会う際は、事前の検査を行うはいつも会う人と少人数で会う等、リスクを減らす。 ■ 感染リスクが高い環境にある等のため、感染不安を感じる無症状の住民の方は、PCR等検査（感染拡大傾向時の一般検査）を受ける。 □ 速やかにオミクロン株対応ワクチンの接種を検討する。		■ 感染者との接触があった者は早期に検査を受ける。 □ 帰省等で高齢者や基礎疾患を有する者と接する場合には事前の検査を受ける。 □ 高齢者施設等の利用者に対して一時帰宅時等の節目での検査を行う。		医療体制と社会経済の機能不全に対処し、社会の感染レベルを下げるための対策を講じる。
	旅行・外出・移動	■ 外出・移動は、混雑した場所や、業種別ガイドラインに基づく適切な感染防止対策が徹底されていない施設など、感染リスクの高い場所を避ける。特に高齢者など重症化しやすい方は、留意する。 ■ イベント等に出向く場合は、その前後を含め、基本的な感染防止対策を徹底し、人混みを避け、感染リスクが高まる行動は控える。また、体調が悪い場合はイベント等に出向かない。 ■ 感染症患者が多数発生している地域との往来については、感染状況を踏まえ慎重に判断し、自治体が実施する措置に従って慎重に行動する。 □ 症状がある場合には、外出等を控える。		■ 大規模なイベントへの参加は慎重に判断する。	■ 不要不急の外出・移動は控える。（帰省・旅行等も含む。）	
	飲食・会食等	■ 飲食店等を利用する際は、なるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際には必ずマスクを着用するなど、感染防止対策を徹底する。		■ 飲食店等を利用する際は、少人数を基本とし、大人数での会食は慎重に判断する。 ■ 飲食店での大声や長時間の利用を回避し、会話をする際には必ずマスクを着用する。		

	区分	感染 小康期 レベル1	感染拡大初期 レベル2	医療負担増大期 レベル3		医療機能 不全期 レベル4
				医療ひっ迫防止対策強化宣言	医療非常事態宣言	
②感染拡大防止措置	イベント等の開催	■ 主催者等は、イベント等を開催する場合は、別に定める人数上限や収容率に沿った内容とするともに、業種別ガイドラインを遵守する。 ■ イベント等の開催中や、その前後において、参加者等に係る行動管理等を含め、基本的な感染防止対策を徹底する。		☐ 県主催のイベントについて、中止・延期や開催方法の見直しを含め、慎重に検討する。	■ 主催者等は、イベントの中止・延期等について検討する。	
	学校等	☐ 国などが作成した衛生管理マニュアル等に基づき感染防止対策等を適切に講じる。		☐ 学校・保育所等において、効果的・効率的な感染防止対策を講じる。 ☐ 学校や部活動、習い事・学習塾、友人との集まりでの感染に特に気を付ける。	☐ 部活動の大会や学校行事等は開催方式の変更等を含め慎重に対応する。 （原則として、学校の授業は継続する。）	
	事業者（職場・店舗等）の取組	■ 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進し、必要に応じて、在宅勤務（テレワーク）等を活用する。特に、高齢者など重症化リスクのある高い労働者、妊娠している労働者及び同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、就業上の配慮をする。 ■ 業種別ガイドラインを遵守することをはじめ、感染拡大防止のための取組を適切に実施する。 ■ 密集・密閉・密接の発生リスクが高い、休憩室、更衣室、トイレ、喫煙室等の「居場所の切り替わり」に注意する。 ☐ 症状がある場合には、出勤を控えるよう周知徹底する。 ☐ 飲食店において十分な換気や、座席の間隔の確保又はパーティションの設置等を行う。 ☐ 高齢者施設等における抗原検査キット等を活用した集中的検査を実施する。		■ 在宅勤務（テレワーク）等を推進する。 ■ 人が集まる場所での感染対策の徹底（例：従業員への検査の勧奨、適切な換気、手指消毒設備の設置、入場者の整理・誘導、発熱者等の入場禁止、入場者のマスクの着用等の周知） ■ 高齢者施設等において、効果的・効率的な感染防止対策を講じる。	■ 出勤を大幅に抑制する。 （飲食店や施設の時短・休業は要請しない。）	
③業務継続体制の確保等		■ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者等においては、十分な感染防止対策を講じ、事業の特性を踏まえ、必要な業務を継続する。		■ 事業者等は、多数の欠勤者を前提とした業務継続体制を確保する。 ■ 一時的に業務が実施できない場合があることやその時の対応について、事前に、住民や取引先や顧客等に示す。 ■ 濃厚接触者でない接触者に対する出勤停止を要請しない。		ライフライン（電気、ガス、水道）、食料品、医薬品、物流等の供給を確保する。